

総務警察委員会記録

開催日時 令和2年11月30日(月) 13:20～13:41

開催場所 第1委員会室

出席委員 9名

岩田 国夫 委員長

藤野 良次 副委員長

西川 均 委員

松本 宗弘 委員

大国 正博 委員

清水 勉 委員

中野 雅史 委員

小林 照代 委員

山本 進章 委員

欠席委員 なし

出席理事者 山下 総務部長

和島人事委員 ほか、関係職員

傍聴者 なし

議 事

(1) 議案の審査について

議第88号 知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する

条例

議第89号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

<会議の経過>

○岩田委員長 それでは、ただいまより総務警察委員会を開会します。

本日の欠席はございません。

傍聴人がある場合は、また協議させていただきます。現在ございません。

案件に入ります前に、あらかじめお断りしておきますが、本日の委員会では、付託議案の審査のみとなりますので、ご了承をお願いします。

なお、山下総務部長、舟木総務部次長、中野人事課長、川上財政課長、和島人事委員、野村人事委員会事務局長に限って出席を求めていますので、ご了承をお願いします。

それでは、案件に入ります。

当委員会に付託を受けました議案は、委員会次第に記載のとおりであります。

審査に先立ち申し上げておきますが、委員長報告は正副委員長会議の申合せにより、付託を受けました議案の審査結果についてのみ報告となりますので、あらかじめご了承くださいをお願いします。

それでは、付託議案について、総務部長より説明をお願いします。

なお、理事者の皆様におかれましては、着席にてご説明をお願いします。

○山下総務部長 委員長、ご配慮ありがとうございます。着席にてご説明申し上げます。

それでは、本定例県議会で先行してご審議をお願いしている条例案について、A4横の資料「令和2年11月定例県議会提出条例」により内容をご説明します。

1ページ、議第88号、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例です。

これは、国の指定職及び特別職の給与改定に準じて、知事及び副知事、常勤の委員並びに教育長の期末手当を0.05月分引き下げるため、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例のほか、要旨に記載の2つの関連条例を改正するものです。

施行期日は令和2年12月1日としていますが、令和3年度以降の期末手当については、令和3年4月1日施行としています。

続きまして、10ページ、議第89号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例です。これは、人事委員会の給与に関する勧告に鑑み、一般職の職員の期末手当の額の改定を行うものです。

具体的には、要旨欄に記載のとおり、一般職の職員の令和2年12月期の期末手当について、再任用職員以外の職員の支給月数を0.1月分、再任用職員の支給月数を0.05月分、それぞれ引き下げるものです。令和3年度以降の期末手当の支給月数については、10ページ、11ページに記載のとおりです。

次に、一般職の任期つき職員及び一般職の任期つき研究員についても、人事委員会勧告のとおり、期末手当の支給月数を11ページ、12ページに記載のとおりとさせていただきたいと思えます。

施行期日は令和2年12月1日としていますが、令和3年度以降の期末手当については、令和3年4月1日施行としています。

私からの説明は以上です。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○岩田委員長 ただいま説明のありました付託議案についての質疑を行いますので、ご発言をお願いします。

○小林（照）委員 私は、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてお聞きします。

この条例改正は、人事委員会の勧告を受けて、一般職の期末手当の額を引き下げるものです。それでお尋ねしますが、この期末手当引下げによる一般職の人件費は幾ら減額になるのでしょうか。また、職員1人当たりの減額はどの程度になるか、お聞きします。

○中野人事課長 まず、今回改定しようとしている期末手当の支給月数0.1月分の引下げに伴う一般職の人件費での影響額ですけれども、6億4,560万6,000円の減となっています。

また、職員1人当たりの影響額については、平均で年額3万9,000円の減となっています。

○小林（照）委員 それでは、人事委員会にお尋ねします。

人事委員会は、民間給与との比較をし、民間給与との格差を基に給与改定の内容を勧告されているのですが、勧告に当たってどのような規模のどのような企業を対象にして行ったのか。また、対象企業の抽出はどのようにされたのか、お尋ねしたいと思います。

○野村人事委員会事務局長 ただいまご質問がありましたが、制度上のことになりますので、事務局から回答します。

職種別の民間給与実態調査については、地方公務員法に基づき、国の人事院と都道府県、政令市との共同調査の形式を取っています。

全国共通のルールになっていますが、企業規模が、正規の従業員50人以上の企業のうち、正規の従業員が50人以上の事業所が調査対象となっています。また、今年度調査については、特に医療現場で新型コロナウイルス感染症に対応していることから、病院を調査対象から除外しています。この点も国はじめ全国の都道府県、政令市、共通の取扱いとなっています。

本県においては、県内290の事業所から偏りが生じないように、企業規模などから10のグループに分け、国の人事院が102の事業所を無作為に抽出し、国・県共通の調査対象の事業所としているところです。

○小林（照）委員 分かりました。結局、290事業所のうち、102事業所です。これで見ると、抽出されたところは35%ぐらいになるのですね。回答率はどれくらいあ

ったのか。

また、新型コロナウイルスの関係で病院・医療機関が外してあるのですが、これは共通だとおっしゃっていましたがけれども、この影響がどうなのか。あるいは抽出された35%の企業に対しての調査数で十分な反映がされるのか、疑問が残るのではないかと思っています。

もう一つお聞きしたいのですが、国の人事院勧告は、国家公務員の一時金は期末手当0.05月分で、平均で2万1,000円前後の減でした。全国の道府県のうち、41の道府県は0.05月減でした。改定を見送ったところも、岩手県、高知県、宮崎県、沖縄県と4県ございます。それで奈良はなぜか、0.1月引き下げということで突出しているのですが、なぜ0.1月なのでしょう。この点はどう人事委員会はお考えでしょうか。

○野村人事委員会事務局長 まず、調査結果をいただいた企業割合になりますけれども、これは今回、ボーナスと月例給に分けて調査する結果になっています。そのため、まずボーナスですが、92%という数字です。月給は、少し下がり、それであっても90%近くは確保したところ。これはいずれも国の率よりも奈良県は高い率となっており、信用度はより高いのではと考えています。

続きまして、奈良県はなぜ0.1月になったかというところですが、前提として、国の人事院の勧告をはじめ多くの都道府県で月例給が据置きとなり、ボーナスが引下げとなったという結果については、本県も同様の傾向を示していると考えています。国の人事院勧告と異なる勧告を行った都道府県を見ると、今回、マイナスが目立ったというところはあるかと思えますけれども、マイナス0.1月は東京都と本県です、また、岩手県をはじめ4県がボーナスについて改定を見送っています。例年、相当数の都道府県が国と同じ勧告内容とはなっていない状況です。

例えば昨年度について見ると、国の人事院はボーナスについて0.05月の引上げ勧告を行っていますが、秋田県と山口県については国を上回る0.1月の引上げ勧告を行っています。逆に、岩手県をはじめ5県は、改定を見送った状況もありました。

さて、今年度ですが、本県の勧告で0.05月の差がついたのは、企業規模50人以上100人未満、今回調査した事業所割合がこの階層、50人以上100人未満、国が16.9%に対し、本県は19.4%と、国より本県が3%近く高かったことが影響しているかと推察しています。今年度の調査では、企業規模50人以上100人未満の事

業所でボーナスの支給月数の落ち込みが昨年度と比較して多く見られたという事実を確認しています。奈良県はもともと他府県と比較して中小・零細企業が多い地域であることから、数値として表れたものと考えていますが、あくまでも推察であり、調査対象事業所は毎年度一定数入れ替わるとともに、調査時点の企業業績に影響されることから確定的なことは言えず、継続的な傾向にはならないものと考えています。

○小林（照）委員 奈良県は中小企業が多く、その落ち込みが大きかったのではないかというお答えがありました。

奈良県職員の給与も月例給のラスパイレス指数の報告がありますが、それを見ても、そんなに高くないのです。給与面では、国家公務員の給与を下回っている状況です。しかも、全国の都道府県のラスパイレス指数を聞きましたら、奈良県は28位になっていると。ということは中位以下で、決して奈良県職員の給与は高いわけではないと思います。

そういう点で、確かに今回、東京が0.1月の削減ですけれども、東京は現行が年4.65月でトップでしたから、0.1月減でも4.55月になります。ところが、奈良県は現行が4.5月ですから、0.1月マイナスになると、年4.4月になってしまいます。今回の勧告を見たら、大半の自治体で職員の支給月数が4.45月ですが、奈良県のように4.40月以下というのは少数です。しかも、近畿の2府4県では最低です。

そういう状況だということを確認いただきたいと思いますし、この一時金の引下げは、職員のやる意欲というかモチベーションの低下になります。また、公務員だけにとどまらないと思います。財団は幾つかありますが、準拠している財団にはもちろん影響しますし、それから民間企業にも影響し、結局全ての労働者の賃金を引き下げることになってしまうと思います。さらに言えば、県の地域経済にも大きな影響を及ぼすもので、さらに景気を冷え込ませるものになると思っており、これは納得できないことを申し上げて、質問は終わります。

○岩田委員長 ほかになければ、これをもちまして付託議案についての質疑を終わります。

続いて、採決に当たり、付託議案について委員の意見を求めます。ご発言をお願いします。

○中野委員 自民党は賛成いたします。

○西川委員 自民党奈良も賛成をいたします。

○松本委員 自民党絆も賛成いたします。

○小林（照）委員 日本共産党は、この一般職の職員の給与に関する条例の改正について、反対をいたします。特別職の条例は賛成です。

○清水委員 日本維新の会は賛成いたします。

○大国委員 公明党も、提出されている議案について賛成をいたします。

○山本委員 創生奈良も賛同いたします。

○藤野副委員長 新政ならも、議第88、89号に対して賛成をいたします。ただし、議89号についてですが、先ほどからの質疑をお聞きし、2点申し上げます。

県内事業所を抽出されたということですが、この抽出の在り方も少し考慮する部分があるのではないかと思うところです。

もう1点は、近隣の県、いわゆる同規模の県ですけれども、ラスパイレス指数や月例給、春闘の妥結内容、こういったことも含めて考えると、奈良県の減額は確かに突出していると思っています。職員の士気ということを見ると、我々としては若干危惧をするところです。ただし、そういった疑問は残りますけれども、基本的には人事委員会の勧告は尊重したいと思えますし、さらに今のコロナ禍の影響ですので、そういったところも含めると今回の議案には賛成したいと思えます。

○岩田委員長 ほかに意見はございませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、これより採決します。

ただいま議第89号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、委員より反対の意見がありましたので、起立により採決します。

お諮りします。議第89号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案どおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

結構です。起立多数であります。よって、ただいまの議第89号については、原案どおり可決することに決しました。

次に、議第88号については、簡易採決で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、お諮りします。議第88号、知事及び副知事の給与及び旅費に関する条例

等の一部を改正する条例については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認めます。よって、ただいまの議案は原案どおり可決することに決しました。

これをもちまして付託議案の審査を終わります。

次に、委員長報告についてであります。本会議で反対討論をされる場合は、委員長報告に反対意見を記載しないことになっています。日本共産党は反対討論をされますか。

○小林(照)委員 はい、反対討論します。

○岩田委員長 では、議第89号については、委員長報告に反対意見を記載しませんので、よろしくをお願いします。

次に、委員長報告についてであります。正副委員長に一任願えますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、そのようにさせていただきます。

これをもって本日の委員会を終わります。